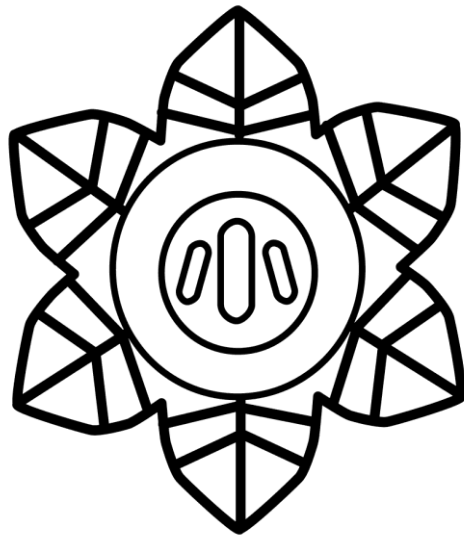


いじめ防止基本方針



横浜市立青葉台小学校

平成26年3月20日策定

横浜市立青葉台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定（平成31年2月20日改定）

「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）が、平成25年9月28日に施行され、同10月11日には「国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）が策定された。

これらに基づいた「横浜市いじめ防止基本方針（以下「横浜市基本方針」という）の策定にかかわる教育長通知（平成25年12月17日付）を受け、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むと共に、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、関係機関や地域とともに適切かつ迅速にこれを対処する責務を有することから、ここに「青葉台小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第2条）

○いじめ防止等に向けての基本理念

- ・いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを常に意識し、特定の子どもの立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ・子どもの健全育成といじめのない子ども社会を実現させるために、学校・保護者・地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し主体的かつ相互に協力し活動する。
- ・子ども自身にも自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、いじめを許さない子ども社会の実現を目指す。

○学校いじめ防止基本方針の目的

- ・学校・保護者・地域が一体となっていじめを未然に防ぐことに全力を挙げて取り組むとともに、いじめを許さない社会の実現を目指すことを目的とする。
- ・子どもたち一人ひとりがいじめを絶対に許さないという自覚を持ち、安心して生活できる人間関係を形成できるように相談体制・指導体制の充実を図ることを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成委員

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任・養護教諭・その他関係教職員
必要に応じてスクールカウンセラー・心理や福祉等の関係機関の参加を求める。

○委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○年間計画

*年間通じて、1, 6年、2, 5年、3, 4年のペア学年による縦割り活動の実施。

月	活 動 内 容
4	児童指導研修・地域理解研修
5	家庭訪問・YPアセスメント研修 情報モラル教育（土曜参観）
6	YPアセスメント実施（1回目） 青中ブロック協議会（1回目）
7	地域パトロール
8	児童理解研修 地域パトロール
9	運動会集団行動活動 青中ブロック協議会（2回目）
10	学校を開く週間
11	青中ブロック協議会（3回目） 人権週間の取り組み いじめアンケート実施
12	教育相談 なかよしコンサート（集団行動活動）
1	YPアセスメント実施（2回目）
2	生活・学習状況調査
3	小中学校による新中学1年生のクラス編成に伴う情報交換

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

- ・子どもたちが心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・Y-Pアセスメントの結果を児童指導、学級経営等に活用しながら、子どもたちが集団の一員としての自覚や自信を育むことで、いじめを自分たちの問題として考え防止できるように互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

○いじめの早期発見

- ・毎月の職員会議で児童理解の時間を設け、課題や児童の情報について共有し共通理解をした上で組織的にかかわっていく。
- ・人権・特別支援に関する教職員研修を行い、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように研鑽をつむ。

○いじめに対する措置

- ・いじめの発見通報を受けた場合はいじめ防止対策委員会が中核になり速やかに対応し、被害児童を守り通す。
- ・被害児童への事情や心情を聴取し、児童の常態に合わせた継続的なケアを家庭と連絡を取りながら行う。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。事情や心情を担任、児童支援専任など複数の教員で聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を組織で計画的に行う。
- ・すべての対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携のもと

取り組む。

- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察へ通報し被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮したうえで、児童相談所、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

○いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

○研修

- ・いじめに関する実態調査・特別支援教育・コンサルテーション等の研修を行う。
- ・教職員の人権意識を高めるための研修を行う。

○学校運営協議会等の活用

- ・中学校ブロックで行う学校運営協議会でいじめの問題など学校で抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する姿勢を推進する。

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

○報告

- ・学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

○調査

- ・事実関係を可能な限り客観的に速やかに把握するため、必要に応じて教育委員会の指導支援のもと学校主体もしくは直接教育委員会にて調査を行い、重大事態に対処するとともに同種の事態発生の防止を図る。

○児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童およびその保護者への適切な情報提供及び調査結果の報告を行う。
- ・事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得たうえで説明の文書の配布や臨時保護者会の開催を実施する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。